

全国民闘連ニュース

第 98 号

1995年

4月 1日

年間購読料

3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ☎543 大阪市天王寺区東上町8-36ノールンビル401号 Tel 06-775-2185 Fax 06-775-2160

☎210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



阪神・淡路大震災直後の
神戸市長田区



もくじ

- 定住外国人の地方参政権を求める連絡協議会結成される----- P 2
- 兵庫県定住外国人生活復興センター開設----- P 5

定住外国人の地方参政権を求めて！

定住外国人の地方参政権を求める 連絡協議会結成

金 政 玉

周知のように今年2月28日、最高裁が定住外国人の地方参政権付与について「憲法は国内永住者など自治体と密接な関係をもつ外国人に、地方選挙権を与えることを禁じていない」とする画期的な判断を示して以降、定住外国人の地方参政権を求める運動は新しい段階に入っている。

昨年から新党さきがけ島根県支部が1月に外国人の入党を認めた(5年以上在住もしくは日本人配偶者で2年以上)ことを契機に、公明党と地方参政権を求めていくことを確認し、旧新生党愛知県連、旧日本新党岡山県連等でも同様の決定がされるという動きがあった。それが今回の最高裁判決を受けて、定住外国人の地方参政権問題について、どのような対応をするかということが具体的な政策課題として急速に浮上してきたという状況にある。

政党の対応

(読売新聞3月19日付朝刊から)

新進党 2月にプロジェクトチームを発足させ、近く法案骨子をまとめる方向で検討中。地方選挙権付与を推進する方針だが、被選挙権については考えて

いない。

共産党 これまで外国人の参政権問題は憲法改正論議とからみ合う心配があったとして慎重だったが、判決後は積極姿勢に転じた。

新党さきがけ 島根県支部が昨年11月、外国人の地方参政権のための立法措置に関する草案を発表。主な骨子①対象は5年以上日本に居住する外国人②議員、首長の両方について選挙権、被選挙権をともに認める。

社会党 自治体局長(渡辺四郎氏)談話。「地方での選挙権、被選挙権はもとより、いずれ国政レベルにも波及させる」

自民党 「永住外国人の地方参政権に関するプロジェクトチーム」(15日)では、「外国在住日本人の日本の選挙への投票権の確立が先だ」という慎重論が続出。同チームの鎌田要人座長談話「時間をかけて議論をすべきだ。韓国や朝鮮民主主義人民共和国で日本人の選挙権を認めるという『相互主義』が前提だ」

また注目されるのは、総連中央本部社会局洪敬義氏の次の談話である。「参政権は日本の民主化、内なる国際化、共存へのステップとして否定できない。しか

し、差別の根本的な原因を参政権のみに求め、その付与で差別問題が解決されるという論理になりはしないか。相互主義論も、在日朝鮮人と朝鮮半島の日本人の居住形態に違いがあり、等しく論じられない。参政権問題はもっと総合的に考えられるべきだ」として、明確な反対論を打ち出していない。

以上のような急テンポな動きの中で、早急に定住外国人の地方参政権確立に向けた法制化を求めるための国会に対する必要なたらしかけを行うこと、同時に世論喚起をうながしていくための取り組

み等を共同で進めていくことを目的に定住外国人の地方参政権を求める連絡協議会〔同協議会の構成：田中宏氏（一橋大学教授）、江橋崇氏（法政大教授）、在日韓国青年商工人連合会、全国民闘連、自治労中央本部〕が3月30日に発足し、共同案（資料参照）を作成した。

当面は、5月17日に各政党代表者等の出席要請をして「定住外国人の地方参政権を求めるシンポジウム」を開催することを決定し、そのための準備活動に取り組んでいる。（シンポジウムと状況報告については次号に掲載）

定住外国人の地方参政権に関する基本的考え方

定住外国人の地方参政権を求める連絡協議会

1（目的）

地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の住民として共に生きる定住外国人に当該地方公共団体の共同決定の過程への参加を認めることで、日本国籍保持者と定住外国人の制度的差別の解消を促し、より民主的で住民に開かれた地方自治を確立することを目的とする。

2（適用範囲）

適用対象は、日本国籍を有しない者のうち、出入国管理及び難民認定法又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法及び外国人登録法に基づき引き続き5年以上日本に居住する者とする。

上記の法に基づき居住していた者が離日し、再入国した場合には、居住期間が通算5年以上ならば適用範囲とする。ただし、離日期間が5年を超えた場合にはいったん適用外とし、再度5年以上居住した場合には適用範囲とする。

（解説）

地方参政権をある特定の在留資格者だけに付与することは在日外国人の間に新たな差別・分断をもたらす恐れがあるため、合法的在留資格を持つ者で一定の年限をクリアした者全てに付与することとする。

その年限については、さまざまな考え方があるが、通常、選挙は4年に1回と想定されているので、任期（4年）プラス1年の5年とする。

3（選挙権）

2の外国人のうち年齢満20年以上の者で引き続き3カ月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

4 (被選挙権)

2の外国人は、公職選挙法第10条第1項第3号から6号までの規定による区分に従い、地方公共団体の議員又は長の被選挙権を有する。

(解説)

地方公共団体の議員は地方公共団体の事務処理に地域住民の意思を反映させる機関であり、その内容はもっぱら地域住民に関することである。それゆえ、一定の条件を満たした定住外国人が地方公共団体の議員の被選挙権をもつことには問題がない。

地方公共団体の首長に関しては、機関委任事務などの公権力の行使を伴うため、外国籍の者に被選挙権を付与するのは難しいとの見解もある。しかし、機関委任事務は地方公共団体の首長の付随的業務であり、主たる業務ではない。地方分権が推進されている時代でもあり、首長の被選挙権も日本国籍保持者と同様に認められるべきである。

また、公職選挙法上も立候補の際の住所は問題にされない。これは広く人材を求めるためであり、法の趣旨にたてば、地方選挙の場合、国籍は問題にならない。また、外国籍の首長が生まれたとしても、それは住民の大部分を占める日本国籍者の同意に基づくものであり、首長は法・条例に定めた手順に従って業務を遂行し、公の審判を受け続ける以上、外国籍の首長でも差しつかえはないと判断される。

5 (拒否権)

地方公共団体の選挙権をもつにいたった外国人のうち、選挙人名簿からの削除を求める者については、本人の申し出によって選挙人名簿から削除することができる。

(解説) 定住外国人の地方参政権については、日本への同化を促進するとの批判がある。また、参政権の付与にともなって、国籍保持国との関係でなんらかの不利益が生じる可能性も完全には否定できない。それゆえ、地方参政権については本人の申し出により、拒否できることを保証すべきである。

なお、定住外国人の地方参政権を在外日本人の選挙権とセットで解決しようとする動き、あるいは在外日本人の選挙権の問題を先に解決すべきであるとの意見もある。しかし、在外日本人の選挙権については、選挙区の設定、投票方法などの技術的問題が残されており、いまだ具体化していない。一方、定住外国人の地方参政権については最高裁判決を受け、各政党も前向きに検討を始め、地方議会での決議もすでに385自治体(4月1日現在)で採択されるなど、地方参政権付与にむけて一定のコンセンサスも生まれており、地方参政権の付与については、在外日本人の選挙権よりも早期の解決が可能と思われる。さらに、地方分権が推進されているなか、より住民に開かれた民主的な地方自治を確立するうえでも早期の解決が望ましい。

セットで解決することを否定するわけではないが、在外日本人の選挙権問題が解決しないから、定住外国人の地方参政権も認められないということだけは避けなくてはならない。

阪神・淡路大震災

兵庫県定住外国人生活復興センター開設

～共生の街づくりをめざして～

開設にあたって

外国人が取り残されてはならない

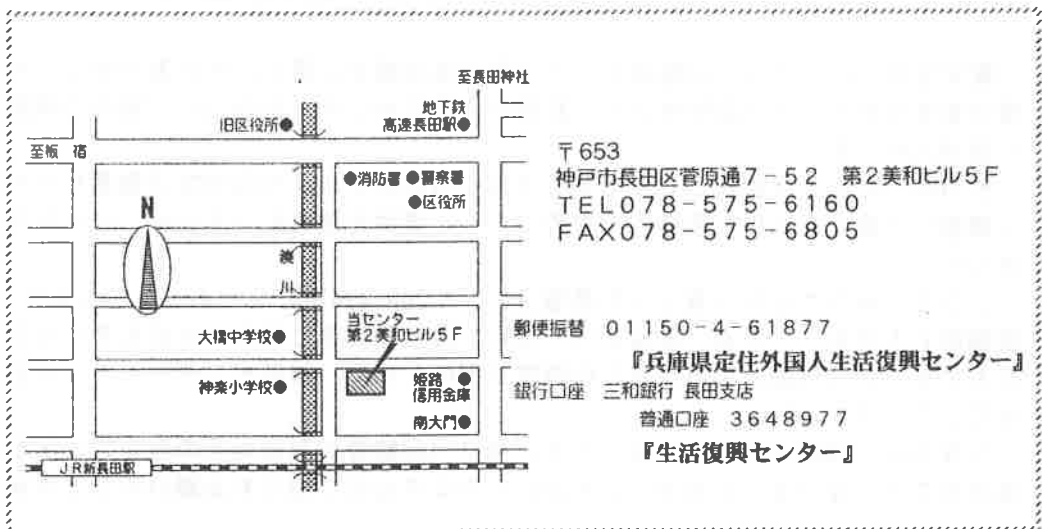
1995年1月17日早朝、兵庫県南部、阪神地区と淡路島の北部を襲った大地震は、多くの人々の命を奪い生活を破壊しました。

被害は、地域に住む外国人住民にとっても甚大なものとなり、在日韓国・朝鮮人の多住地域である長田区のシューズ・ケミカル産業の70%前後のメーカーや下請け工場が全半壊するという状況を生ん

でいます。

在日韓国・朝鮮人やベトナム人が数多く従事するシューズ・ケミカル産業の被害に見られるように、定住外国人の生活復興は大変厳しい状況に置かれ、その前途は多難なものとなっています。

日本社会の中で、厳しい偏見や無理解にさらされながら、街の発展を底辺から支えてきた外国人が、復興の中で厳しい差別にさらされることも考えられますが社会的弱者である外国人が取り残されていくことがあってはならないはずです。



国際都市と呼ばれてきた神戸をはじめ数多くの外国人が暮らしてきた兵庫県の特質を活かした街の再建を見据え、日本人、外国人が共に生き生き暮らす「共生の街」の実現が望まれています。

「夢のある街」づくりをめざして

今回、地元の市民グループ、有志の方々の支援と他地域の援助によって「兵庫県定住外国人生活復興センター」を開設することとなりました。

住宅や就労といった中長期的な生活復興の課題に対して、多くの人たちの知識や情報、経験といった力を活かしてもらいながら、相談事業を通して被災者の自

立、自活につながる活動を展開したいと思っています。

活動の中で、積極的な意見交換や新しい発想が生まれ、在日韓国・朝鮮人をはじめとする多様な文化を持つ人々の意見が街の復興に取り入れられ、「ワールドタウン」「コリアンストリート」「ベトナムストリート」といった、「夢のある街」づくりにつながっていければと考えております。小さなことの積み重ねが、大きな夢につながっていければという思いをもちつつ、復興センターをやりたいと思っています。

みなさまの御協力を今後、よろしくお願い申し上げます。

民闘連地震対策本部より

阪神・淡路大震災義援金の

御礼申し上げます。

震災2日目の19日、民闘連として地震対策本部を設置し、その翌日から、救援物資を抱えたバイク部隊を出し、兵庫の会員のみなさんを中心に、安否の確認に現地入りしました。

その後、私たち民闘連として出来る支援は何かを考え、今回の生活復興センター開設への協力を行い、長期的な視野にたって復興支援を行っていくことになりました。

この度、みなさんから集まった義援金は、3,209,474円となりました。心より感謝申し上げます。なお、義援金は、初期の救援物資等に使用した分を差し引いたものを、定住外国人のみなさんの復興支援のために、復興センターへカンパさせていただきました。

ちなみに、復興センター常駐として、神奈川民闘連前事務局長の金宣吉氏が配属することになりましたので、これからもみなさんのご協力をお願い申し上げます。

兵庫県定住外国人 生活復興センター

1 民族差別をあきらめないで



開設時間

月曜日～土曜日 9時～17時30分

(日曜、祝日…休み 第1・3土曜日 9:00～15:00)

専門家による事業相談(税務・融資等)

毎週金曜 13時～17時30分

専門家による建物相談

第1・3土曜日 10時～15時00分

2 生活を語れる ネットワーク



スタッフ・団体

弁護士 梁 英子(永田・梁・永井法律事務所)

斐 薫(東亜法律事務所)

松下宣且(新神戸法律事務所)

原田紀敏(尼崎法律事務所)

丹羽雅雄(松本法律事務所)

建築士 孫 敏男(川西市役所)

金 昌紀

金 景璽(金澤設計事務所)

秋 信夫(欄コウエイ)

税理士 高 仁宝(高税理士事務所)

司法書士 姜 信潤(姜司法書士事務所)

KJ同友会

神戸朝日病院

医師 高 光重(高クリニック)

3 商工業者のおてつだい



4 仕事に関する といあわせ

5 建物の診断 相談



「兵庫県定住外国人生活復興センター」の活動は、神奈川県の民際協力基金の助成と趣旨に賛同していただける有志の皆様の寄付によって運営されております。

ぜひ活動の趣旨をご理解いただき、活動への寄付、協力をお願いします

コリアン文化に ふれる

遊び

お待たせしました。

編

登場!!



子どもたちに
コリアン文化を
紹介したいのだけど

わかりやすく、
教育実践に役立つ
ビデオ教材があれば
いいのだが

韓国・朝鮮の
踊りや楽器の演奏、
遊びを教えたい

出演 金純嫻 朴一
寶英治 朴奈月
高雅生 原真澄

ナレーション 陳伊佐
協力 トッカビ子ども会
奈良県外国人教育研究会
企画制作 KMJ研究センター

好評発売中のビデオ教材・コリアン文化にふれるシリーズ
に新たに「遊び編」が登場しました。朝鮮半島で昔から親
しまれている「ユンノリ」「チャンギ(将棋)」「ペンイ(コマ)」の
遊び方を楽しくわかりやすく紹介。ぜひご活用ください。



シリーズ

コリアン文化にふれる 好評発売中

VHS/Color/解説書付き

定価 6,000円(本体 5,825円)

3本セット16,000円(本体 15,534円)

4本セット20,000円(本体 19,418円)

企画制作・問い合わせ

KMJ研究センター
(在日コリアン・マイノリティ研究センター)

〒543 大阪市天王寺区東上町8-36-401
Tel.06-775-4301 Fax.06-775-2160
〒162 東京都新宿区天神町68
Tel.03-5228-2070 Fax.03-5228-2071

申込書

申込者(団体)

担当者

送付先 〒

購入本数

- ☐ A 遊び編 1本 6,000円 () 本
☐ B プチェチュム編 1本 6,000円 () 本
☐ C チャンゴ基本編 1本 6,000円 () 本
☐ D サムルノリ編 1本 6,000円 () 本
☐ ■ 3本セット購入 16,000円 () セット
☐ ■ 4本セット購入 20,000円 () セット

銀行振込・郵便振込・現金書留

その他

明細 [A][B][C][D]

送料は実費請求します。

19 年 月 日

電話